

令和 7 年 度

清瀬市立学童クラブ入会申請のご案内

学童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を保護者に代わって生活の場を確保し適切な遊びや集団行動を通して、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

令和7年4月入会 受付期間		
	1次申請	2次申請
対象児童	新1年生から新3年生まで	新1年生から新6年生まで
受付日時	令和6年11月 5日(火) 8:30から	令和6年12月 2日(月) 8:30から
	令和6年11月22日(金)17:00まで	令和6年12月26日(木)17:00まで
	※土日祝除く	※土日祝除く
受付方法	①持参【清瀬市役所又は学童クラブ(令和 6 年度学童クラブ在園児のみ)】	
	②郵送【必着】	

清瀬市学童クラブ一覧				
学童クラブ名	定員	住所	電話番号	小学校区域
梅園学童クラブ (第1第2第3学童クラブ)	100	梅園 2-9-38	492-5606	第六小学校
清明小学童クラブ (第1第2学童クラブ)	70	旭が丘 2-8-1 清明小学校内	492-5602	清明小学校
四小学童クラブ (第1第2学童クラブ)	60	中里 2-1471 第四小学校内	492-3955	第四小学校
八小学童クラブ (第1第2第3学童クラブ)	100	中清戸 4-1070 第八小学校内	492-5535	第八小学校
七小学童クラブ (第1第2学童クラブ)	60	松山 3-1-92 第七小学校内	492-6767	第七小学校
中清戸学童クラブ (第1第2学童クラブ)	70	中清戸 1-556-1	493-3940	第十小学校
十小学童クラブ	40	中清戸 1-454-14 第十小学校内	493-4350	
芝山小学童クラブ (第1第2第3学童クラブ)	120	元町 2-16-8 芝山小学校隣接	494-0878	芝山小学校
清瀬小学童クラブ (第1第2第3学童クラブ)	50	中里 5-741 清瀬小学校内	493-5408	清瀬小学校
	60	中里 5-624 (2階)	493-5585	
	50	中里 5-624 (1階)	493-2555	
三小学童クラブ (第1第2学童クラブ)	70	竹丘 1-15-4 第三小学校内	492-5622	第三小学校

1. 入会申請期間・受付場所

- (1) 学童クラブの入会承認は1年間です。毎年度入会申請が必要です。
- (2) 入会は1次申請期間中に申請された方が優先されます。
2次申請期間以降に申請の方は、ご希望の学童クラブの申請状況によっては、入会可能となるまで待機となります。

◎受付期間

《1次申請》令和7年4月入会申請期間	
対象児童	新1年生 から 新3年生まで
受付日時	令和6年11月 5日(火) 8時30分から 令和6年11月22日(金) 17時00分まで ※土日祝除く ◎郵送・窓口受付ともに期限を過ぎたものは受付できません。(郵送必着) ◎提出書類に未記載や不備のあるものは受付できません。

《2次申請》令和7年4月入会申請期間	
対象児童	新1年生 から 新6年生まで
受付日時	令和6年12月 2日(月) 8時30分から 令和6年12月26日(木) 17時00分まで ※土日祝除く ◎郵送・窓口受付ともに期限を過ぎたものは受付できません。(郵送必着) ◎提出書類に未記載や不備のあるものは受付できません。

令和7年5月から令和8年3月までの入会申請期間	
対象児童	全児童
受付日時	入会を希望する月の前月10日まで ※土日祝除く ※ 10日が土・日・祝日の時は直前の開庁日 例) 令和7年6月の入会申請 → 令和7年5月 9日(金)まで 令和7年9月の入会申請 → 令和7年8月 8日(金)まで ◎郵送・窓口受付ともに期限を過ぎたものは受付できません。(郵送必着) ◎提出書類に未記載や不備のあるものは受付できません。

◎受付場所

令和7年4月入会申請期間	
①清瀬市役所	清瀬市役所 2階 生涯学習スポーツ課 児童青少年係(14番窓口) Tel 042-497-2089(直通)
②学童クラブ	令和7年度4月入会申請についてのみ、令和6年度学童クラブ在籍児につきましては、在籍している学童クラブで受付いたします。
③郵 送	〒204-8511 清瀬市中里五丁目842番地 清瀬市 教育部 生涯学習スポーツ課 児童青少年係 宛 ※別紙1「●郵送で申請をする場合」をご参照ください。

2. 問い合わせ先

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地 Tel 042-497-2089(直通)
清瀬市教育部生涯学習スポーツ課児童青少年係 Fax 042-495-3940

3. 申請後の流れ

◎選考会議

- (1) 別紙2「清瀬市立学童クラブ入会選考基準」を基に、厳正な審査のうえ、選考を実施。
- (2) 4月入会選考会について、入会希望者全員を対象に選考会議を実施。
- (3) 前年度に学童クラブへ入会していても、申請状況によって保留(待機)となる場合がある。
- (4) 毎月中旬に翌月入会選考会議を実施。(4月入会を除く)
- (5) 提出書類に不明点等がある場合、必要に応じて調査を実施。
- (6) 申請順及び保留期間は考慮しない。

◎入会内定

- (1) 入会の内定した方には、「学童クラブ入会に伴う面接について」を送付いたします。
 - (2) 内定後に、学童クラブで親子面接を行います。
- ※ 新2年生以上継続児童には面接通知は送付いたしません。また、面接もありません。

◎入会承認

- (1) 学童クラブでの面接終了後入会承認者へ「清瀬市立学童クラブ入会承認通知」を送付。
 - (2) 入会承認を取下げの場合は「清瀬市立学童クラブ入会承認取下げ申請書」を提出。
- ※ 「清瀬市立学童クラブ入会承認取下げ申請書」は令和7年2月28日(金)までに提出。
- ※ 「清瀬市立学童クラブ入会承認取下げ申請書」は市ホームページよりダウンロード可能。

◎入会保留

- (1) 申請学童クラブでの入会定員数を超過した場合、入会保留(待機)となります。
 - (2) 入会保留(待機)の場合、欠員が生じるまでお待ちいただきます。
 - (3) 入会保留(待機)の場合、初回審査月のみ「清瀬市立学童クラブ保留通知書」を送付。
- ※ 翌月以降は送付いたしません。
- (4) 保留の有効期間は入会希望月から6か月間で、毎月入会選考対象となります。
- ※ ただし、入会希望が10月以降の場合は翌年3月までとなります。
- (5) 入会希望6か月間の保留の有効期間経過後は、再申請が必要となります。
- ※ 再申請案内について市より連絡することはありませんのでご了承ください。
- (6) 保留の有効期間中、申請内容に変更が生じた場合や辞退する場合は、速やかに生涯学習スポーツ課児童青少年係へ変更届等をご提出ください。

4. 学童クラブ入会申請対象者について(※記載要件1から3全て満たす必要があります。)

◎記載要件1

- 清瀬市内居住の小学校1年生から6年生の児童(転入予定申請も受付可能)
- ※ ただし、入会希望月内転入確認書類(土地・家屋売買契約書、賃貸契約書等)の添付が必要となります。転入手続き完了後は、速やかに家族状況変更届(住所変更)を児童青少年係に提出してください。

◎記載要件2

- 育成中に医療行為を必要とせず、集団生活が可能な児童

◎記載要件3

- 保護者が入会要件詳細一覧のいずれかに該当し、放課後において家庭での育成が受けられないと認められる児童

■入会要件詳細一覧	
① 就 労	ア)週3日以上就労している。(日曜日を除く) イ)15時から17時までの間の時間を含み就労している。 ただし、15時勤務終了は要件対象外となります。 ウ)1日4時間以上就労している。 <u>※上記要件を全て満たしていない場合は対象外となります。</u>
② 就 労	【新1年生の場合】 4月～6月まで入会可能 ア)週3日以上就労している。(日曜日を除く) イ)13時から17時までの間の時間を含み就労している。 ただし、13時勤務終了は要件対象外となります。 ウ)1日4時間以上就労している。 <u>※上記要件を全て満たしていない場合は対象外となります。</u>
③ 就 労	【夜勤の場合】 ア)週3日以上就労している。(日曜日を除く) イ)午前0時から午前5時までの間の時間を含み就労している。 ただし、午前0時勤務終了は要件対象外となります。 ウ)1日実働7時間以上就労している。 <u>※上記要件を全て満たしていない場合は対象外となります。</u>
④ 内 定	ア)①から③のいずれかの就労要件を満たしている。 イ)入会申請時に、勤務先が内定している。 <u>※入会承認期間を2か月とする。</u>
⑤ 求 職	ア)就労に向けて、求職活動における外出(日中午後)を常態としている。 <u>※この要件適用は、4月入会又は入会期間中長期就労者が一時的に失職した場合のみ、年度内上限1回とし入会承認期間を2か月とする。</u>
⑥ 出 産	ア)出産する場合 <u>※入会承認期間は、出産予定月前後2か月(最長5か月)とする</u> <u>※育児休業中は対象外となります。</u> <u>※継続して入会希望の場合は、再申請が必要となります。</u>
⑦ 産 休 復 職	ア)産休から復職する場合 <u>※入会月の月末までに復職することが必要。(4月入会なら4月30日まで)</u> <u>※復職後、復職を証明する書類(市指定の復職証明書)を入会月の翌月10日(4月入会なら5月10日)までに提出してください。入会承認期間は2か月の為、期限までに復職の確認ができない場合、当月で退会となります。</u>

⑧ 育 休 復 職	ア)育休から復職する場合 ※入会月の月末までに復職することが必要。(4月入会なら4月30日まで) ※<u>復職後、復職を証明する書類(市指定の復職証明書)を入会月の翌月10日(4月入会なら5月10日)までに提出してください。入会承認期間は2か月の為、期限までに復職の確認ができない場合、当月で退会となります。</u>
⑨ 就 学	ア)就労に必要な技術等の習得のため週3日以上学校等に通学し、外出を常態としている。(日曜日を除く) イ)15時から17時までの間の時間を含み学校等で就学している。 ウ)1日4時間以上就学している。 ※<u>上記要件を全て満たしていない場合は対象外となります。</u> ※<u>通信教育等は対象外となります。</u> ※<u>入会承認期間は就学期間となります。</u>
⑩ 疾 病・障 害	ア)疾病・負傷・心身の障害等により児童の育成が困難であると医療機関が認める場合。 ※入会承認期間は入院、通院、療養期間となります。
⑪ 介 護 看 護	ア)保護者の家族が身体障害者手帳1・2級、障害者保健福祉手帳1・2級、愛の手帳1・2度又は要介護4・5である者等、常時観察または付き添い介護・看護が必要と認められる場合。 ※入会承認期間は介護・看護期間となります。
⑫ そ の 他	その他、①から⑪に類する状態として市長が認める場合。

5. 入会申請に必要な書類

◎書類1(必須)

- 「学童クラブ入会申請書(兼育成料減免額・減免申請書)」
- ※ 2人以上の児童を同時申請の場合、申請書は1人ずつ必要となります。

◎書類2(必須)

- 「児童が放課後に家庭で育成を受けられない事由」証明書類
- ※ 全ての保護者及び18歳以上70歳未満の同居者ごとの書類が必要となります。
- ※ 2人以上の児童を同時申請の場合、2人目以降はコピーでも可とします。
- ※ 担当課でコピーは行っておりません。ご自身でご用意ください。
- ※ 提出書類は返却できませんので、必要に応じてご自身で写しをお取りください。
- ※ 詳しくは次ページ「入会申請必須書類一覧」を参照ください。

■入会申請必須書類一覧			
No.	要 件	必須書類	付加書類
1.	常勤・パート	就労証明書 (事業者が証明) ※訂正等は事業者印 又は代表者印必要 ※有効期限は申請時点 から3か月以内のもの (直近3か月分記載) ※記載内容について不明 な場合は、事業者に問い 合わせる必要があります。	不規則勤務の場合はシフト表
2.	就労内定状態の場合		-
3.	復職予定		-
4.	自営・個人事業主・フリーランス		確定申告書又は開業届等
5.	法人経営者		登記簿謄本又は源泉徴収票等
6.	自営業の協力者		源泉徴収票又は確定申告書又 は青色事業専従者給与に関する 届出書等
7.	親族経営会社従事者・内職		源泉徴収票又は雇用契約書等
8.	求職活動中	※申請時書類の提出はありません。	
9.	病気または心身に障害	医師の診断書又は障害者手帳の写し	
10.	親族の看護・介護	介(看)護状況届出書	医師の診断書又は障害者手帳 の写しやケアプランの写し等
11.	就学 (大学・職業訓練学校等)	時間割表	在学証明書又は学生証の写し
12.	出産	母子手帳の写し	-

◎書類3(該当者のみ)

○ 「育成料の免除を希望する事由」証明書類

※ 下記のいずれかに該当する世帯は育成料が免除となります。

※ 前年度に適用となった場合も申請は毎年度必要となります。

	対象世帯	必要証明書
■	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
■	中国残留邦人等	支援費受給証明書
■	市民税非課税世帯	令和6年度 市民税非課税証明書

◎書類4(該当者のみ)

○ 「身体障害者手帳の写し、愛の手帳の写し」

※ 児童の状況により、身体障害者手帳又は、愛の手帳など提出を求める場合があります。

■「(参考)入会申請必須書類一覧」

No.	入 会 要 件	備 考
1.	常勤・パート	就労先2か所以上は、それぞれの就労証明書を提出。
2.	就労内定状態の場合	「7 就労実績」には、就労を開始予定月から3か月見込みで日数・時間とも記入。
3.	復職予定	「7 就労実績」には、休職(産休・育休)前の最終勤務3か月の実績日数・時間および「8 産前産後休業の取得」「9 育児休業の取得」「11 復職(予定)年月日」欄記入を依頼。
4.	自営・個人事業主・フリーランス	就労証明書及び自営業を行っていることが確認できる書類提出。 ※先の書類が提出できない場合 ・報酬証明、請負契約書、営業上必要な仕入伝票等 ① 確定申告書の写し (令和5年までに就労を開始された方) ② 開業届写し (令和6年以降に就労を開始された方)
5.	法人経営者	就労証明書及び法人経営者であることが確認できる書類提出。 ① 源泉徴収票の写し (令和5年までに設立された方) ② 登記簿謄本の写し (令和6年以降に設立された方)
6.	自営業の協力者	就労証明書及び事業主より給与の支払いが確認できる書類提出。 ① 源泉徴収票または確定申告書の写し (令和5年までに就労を開始された方) ② 青色事業専従者給与に関する届出書の写し (令和6年以降に就労を開始された方)
7.	親族経営会社従事者・内職	就労証明書及び雇用契約または給与の支払いが確認できる書類提出 ① 源泉徴収票の写し (令和5年までに就労を開始された方) ② 雇用契約書の写し (令和6年以降に就労を開始された方)

8.	求職活動中	—
9.	病気または心身に障害	①医師の診断書 <u>診断書の内容によっては、学童クラブでの育成の必要性が認められない場合もあります。</u> ②障害者手帳の写し
10.	親族の看護・介護	具体的な状況を「介(看)護状況届」にご記入ください。 「介(看)護状況届」については、清瀬市ホームページまたは窓口で取得してください。 ① 介護保険被保険者証の写し ② ケアプランの写し ③ 医師の診断書 ④ 障害者手帳等の写し
11.	就学 (大学・職業訓練学校等)	①時間割 ②学生証または、在学証明書の写し
12.	出産	母子健康手帳の写し ※表紙および出産予定日のわかるページの写し

6. 入会後の手続き(下記入会要件該当の場合、書類提出が必要となります。)

◎入会要件1

- 就労内定を理由に入会した場合
- ※ 入会月の翌月10日までに「就労証明書」(事業者が証明)を提出してください。
- ※ 提出がなされない場合は、当該月退会となります。
- ※ 「7 就労実績」には、直近3か月の日数・時間(実績)の記入を依頼してください。ただし、実績がなく記入できない場合は、直近3か月の日数・時間(見込み)の記入を依頼してください。

◎入会要件2

- 求職活動を理由に入会した場合
- ※ 入会月の翌月10日までに「就労証明書」(事業者が証明)を提出してください。
- ※ 提出がなされない場合は、当該月退会となります。
- ※ 「7 就労実績」には、直近3か月の日数・時間(見込み)の記入を依頼してください。

◎入会要件3

- 復職を理由に入会した場合
- ※ 入会月翌月10日までに清瀬市指定「復職証明書」(事業者が証明)を提出してください。
- ※ 提出がなされない場合は、当該月退会となります。

◎入会要件4

- 出産を理由に入会した場合
- ※ 入会期間は出産予定月及びその前後2か月の最長5か月です。
- ※ 出産後に、引き続き入会を希望される場合でも、当該月をもって退会となります。
- ※ 継続入会を希望される場合は、退会月の前月10日までに、再申請してください。

7. 学童クラブ育成時間

■学童クラブの休館日

- ①日曜日および国民の祝日に関する法律に規定される国民の休日
- ②12月29日から翌年の1月3日まで
- ③その他市長が特に必要と認めた日

	育成時間	延長育成時間
学校がある日の育成時間	下校時～18時15分	18時15分～19時00分
学校がない日の育成時間	8時～18時15分	18時15分～19時00分

※延長育成時間利用を希望の場合は延長育成利用料が必要です。

8. 学童クラブ育成料

- ①学童クラブの育成料は、利用日数に係わらず、原則月額5,000円です。
- ②延長育成は別途延長育成利用料金が必要となり、直接学童クラブへ支払いとなります。

延長育成料金	日単位の利用料金	350円 / 日
	月単位の利用料金	1,800円 / 月

◎育成料減免

- 減免該当世帯
- ※ 免除・減免の適用を希望される場合は、毎年度申請が必要となります。
- ※ 前年度に適用となった場合も申請が必要となります。
- ※ 年度途中で育成料の減免を受ける場合は、「育成料減免申請書」を提出してください。
- ※ 申請月の翌月からの適用となります。
- ※ 過去にさかのぼっての適用はできませんのでご注意ください。

対象世帯	育成料金減額・免除	必要証明書類
同一世帯において児童が2人以上入会している場合、2人以降	3,000円に減額 (減免あり)	
母子・父子世帯	3,000円に減額 (減免なし)	
生活保護受給世帯	免除(減免あり)	生活保護受給証明書
中国残留邦人等	免除(減免あり)	支援費受給証明書
市民税非課税世帯(令和6年度)	免除(減免あり)	令和6年度非課税証明書

※()は、延長育成料減免の有無について

9. 育成料支払い方法（原則、口座振替による納入）

①納入期限

原則、当月の末日（土日祝日の場合は金融機関の翌営業日） ※12月のみ12月25日

②納入方法

ア) 口座振替：最初に登録手続きが必要（下記参照）。

なお残高不足により振替日に振替できなかった場合、納付書を送付いたします。

イ) 納付書：口座振替の未登録または残金不足等により引き落としができない場合

※延長育成料は直接、学童クラブにお支払いとなります。

※延長育成料の支払い方法については、各学童クラブにお問い合わせください。

◎口座振替登録手続き

取扱金融機関		申請用紙	申請用紙提出先
みずほ銀行	三井住友銀行	『育成料口座振替依頼書』 ・清瀬市指定の用紙です。 ・申請用紙は、入会決定後、入会承認通知書に同封 ・清瀬市生涯学習スポーツ課窓口にも申請用紙設置	各金融機関 ※清瀬市ではありません。
りそな銀行	埼玉りそな銀行		
きらぼし銀行	飯能信用金庫		
青梅信用金庫	西京信用金庫		
東京みらい農業協同組合		『自動払込利用申請書』 ・ゆうちょ銀行指定用紙 ・ゆうちょ銀行に申請用紙設置 ・記入例を入会決定後、入会承認通知に同封	
ゆうちょ銀行			

※取扱金融機関によって申請用紙が異なりますのでご注意ください。

※育成料は1か月単位とし、月の途中で退会しても日割り計算にはなりません。

※育成料滞納世帯について、次年度又は兄弟姉妹の入会申請時、選考指数から減点します。

10. 入会中のお手続き

※	入会中に家族状況等に変更があった場合、その内容に応じて申請する必要があります。			
	事由	必要書類	提出期限	備考
①	住所 氏名 電話番号 世帯員変更	家庭状況変更届 ※1退会届 ※2就労証明書等	変更後 速やかに	※1) 市外に転出する場合は提出。 ※2) 18歳以上世帯員が増員の場合、その世帯員の就労証明書等を提出。
②	退職	家庭状況変更届	退職日決定後 速やかに	退職後、求職活動を行う場合は退職した日の属する月の翌月から年度内1回のみ2か月休職中として、入会が認められる。ただし、2か月以内に新規就労開始できない場合や、就労証明書の提出が2か月目の10日までに提出できない場合は退会。また、退職したことについて届出がなければ、判明した時点で退会。

③	就職	家庭状況変更届 就労証明書	求職活動での入会期間の最終月の10日までに	求職活動での入会期間最終月(退職した日の属する月の翌月から2か月目)の10日までに必要書類が確認できない場合、その月末で退会。
④	転職	家庭状況変更届 就労証明書	転職先が決定後速やかに	勤務先や就労状況によって、別途追加書類の提出を依頼する場合があります。
⑤	就労状況の変更、異動、移転など	家庭状況変更届 就労証明書	変更先が決定後速やかに	勤務時間や日数等が変更になった場合、提出してください。
⑥	休職	家庭状況変更届 就労証明書 診断書	休職が決定後速やかに	就労証明書の備考欄に業者の認める休業期間の記入を依頼してください。
⑦	出産	家庭状況変更届 母子手帳の写し	出産予定日が決定後速やかに	入会事由が「出産」となり、入会期間が出産予定月とその前後2か月(最長5か月間)に変更となります。育児休業中の入会はできません。

◎退会時の手続き

- ※ 原則、学童クラブの退会は月末となります。
- ※ 退会を希望される場合は、退会する月の20日までに、「退会届」を在籍する学童クラブまたは児童青少年係へ提出してください。

◎退会該当事案

- ※ 入会の資格がなくなった時
- ※ 月の半数以上出席できない時
- ※ 塾、習い事等へ大半通う等、学童クラブの必要性がないと市長が認めた時
- ※ 疾病やその他の事由により集団生活に適さないと市長が認めた時

11. こんなとき？

■欠席する場合

- 必ず保護者の方から、事前に学童クラブへ連絡帳または電話、FAX で連絡をお願いいたします。また、学校休業日等の出欠も忘れずにお願いいたします。

■学童クラブの行き帰り

- (1) 学童クラブは児童のみで通うことを基本としています。通学路を基準に、ご家庭で一定の道を決めてください。(複数の道順は防犯上危険であり、把握が困難となります。万が一、一定の道以外で怪我や事故にあった場合は保険対象外となります。)
- (2) お迎えにくる場合は、連絡をお願いいたします。特に、保護者以外の方のお迎えは、どなたがいらっしゃるのか必ず連絡してください。(保護者以外の場合は、その方の身分を確認させていただきます。)

■体調不良の場合

- 安静にさせ、様子を見て保護者に連絡をとり対応していきます。そのため、速やかに連絡が取れるように勤務先の変更は必ず「家庭状況変更届」等を提出してください。

■ケガの場合

- 子どもたちが安心して遊べるように配慮しておりますが、不慮の事故はいつ起きるかわかりません。もし、怪我をした時は、程度によって保護者に連絡後、学童クラブから直接病院に搬送、処置することがあります。（万が一の事故に備えて傷害保険に加入しています。）

■給食がない場合

- (1) 学童クラブでは食事の準備はできませんので、お弁当が必要です。
- (2) 食事やおやつの時間は麦茶を用意しています。

■習い事がある場合

- 習い事による定期的な早帰り、休みについては、事前に学童クラブ指導員に相談してください。学童クラブから習い事に行くことはできますが、途中の事故や怪我は保険対象外となります。
また、習い事後に学童クラブに戻ることはできません。

■病気等(感染症、伝染病など)

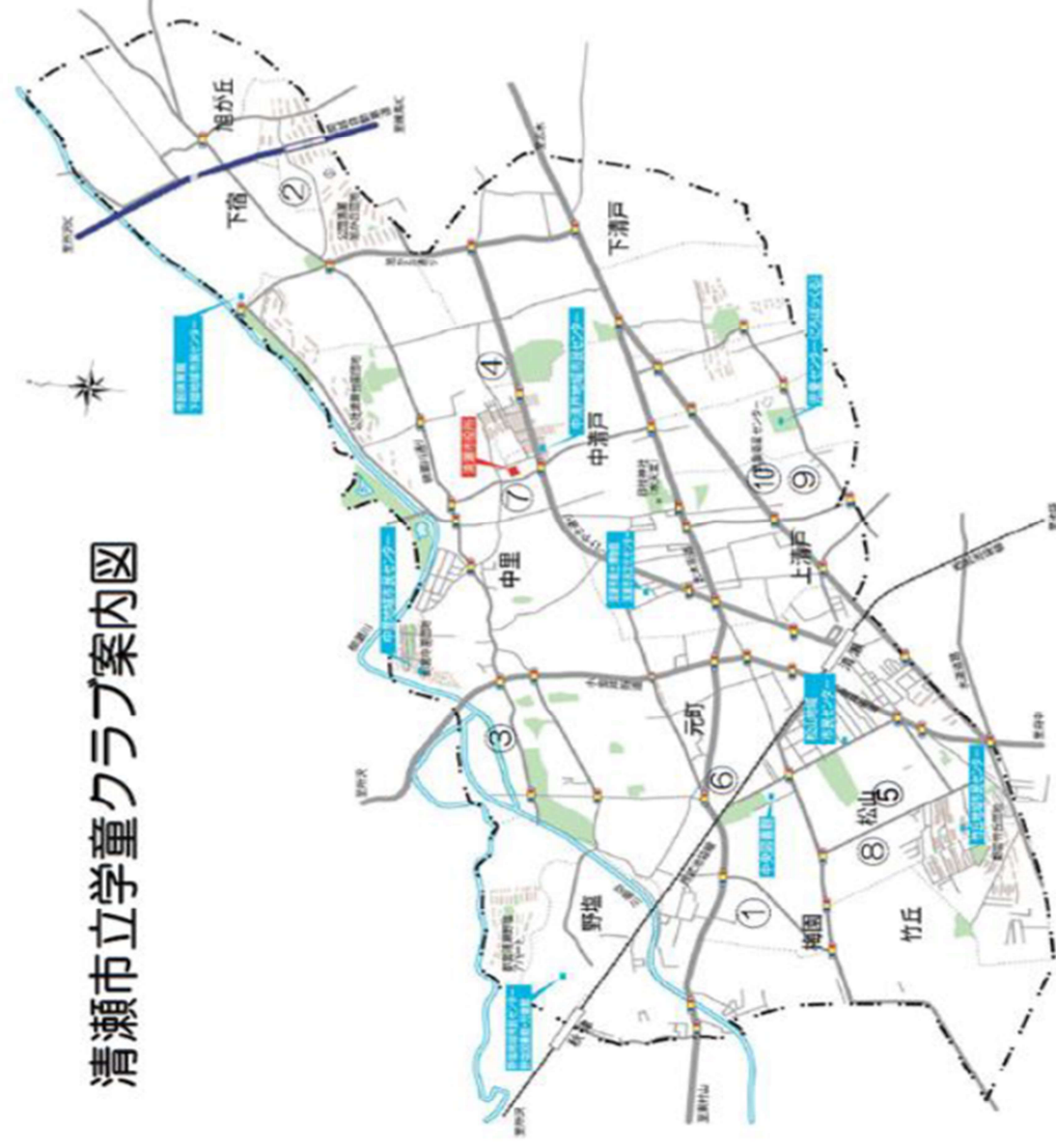
- 病気が治るまでの間、学校に準じて学童クラブも休ませてください。

主な疾病 インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、百日咳、麻疹(はしか)、
風疹(三日はしか)、りんご病、水ぼうそう、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、
伝染病喉頭結膜炎(プール熱)、結核、手足口病、マイコプラズマ、その他伝染病

■アレルギー、病気の既往症

- (1) 育成中に全員に同じおやつを提供するため、アレルギー等がある場合は必ず詳しくお知らせください。状況により提供できないことがあります。育成料の減額はありません。
- (2) 慢性疾患や既往症がある場合は、入会時に提出していただく児童台帳等に詳しく記入してください。

清瀬市立学童クラブ案内図



番号	施設名所	所在地	電話
①	梅園学童クラブ 第1～第3	梅園 2-9-38	492-5606
②	清明小学学童クラブ 第1～第2	旭が丘 2-8-1 小学校内	492-5602
③	四小学学童クラブ 第1～第2	中里 2-147 小学校内	492-3955
④	八小学学童クラブ 第1～第3	中清戸 4-1070 小学校内	492-5535
⑤	七小学学童クラブ 第1～第2	松山 3-1-92 小学校内	492-6767
⑥	芝山小学学童クラブ 第1～第3	元町 2-16-8 小学校隣接	494-0878
⑦	清瀬小第1 学童クラブ	中里 5-741 小学校内	493-5408
	清瀬小第2 学童クラブ	中里 5-624 (2階)	493-5585
	清瀬小第3 学童クラブ	中里 5-624 (1階)	493-2555
⑧	三小学学童クラブ 第1～第2	竹丘 1-15-4 小学校内	492-5622
⑨	中清戸学童クラブ 第1～第2	中清戸 1-556-1	493-3940
⑩	十小学学童クラブ	中清戸 1-454-14 小学校内	493-4350